



輸入食品の安全性確保の取組み

～平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について～

生活衛生・食品安全部
輸入食品安全対策室



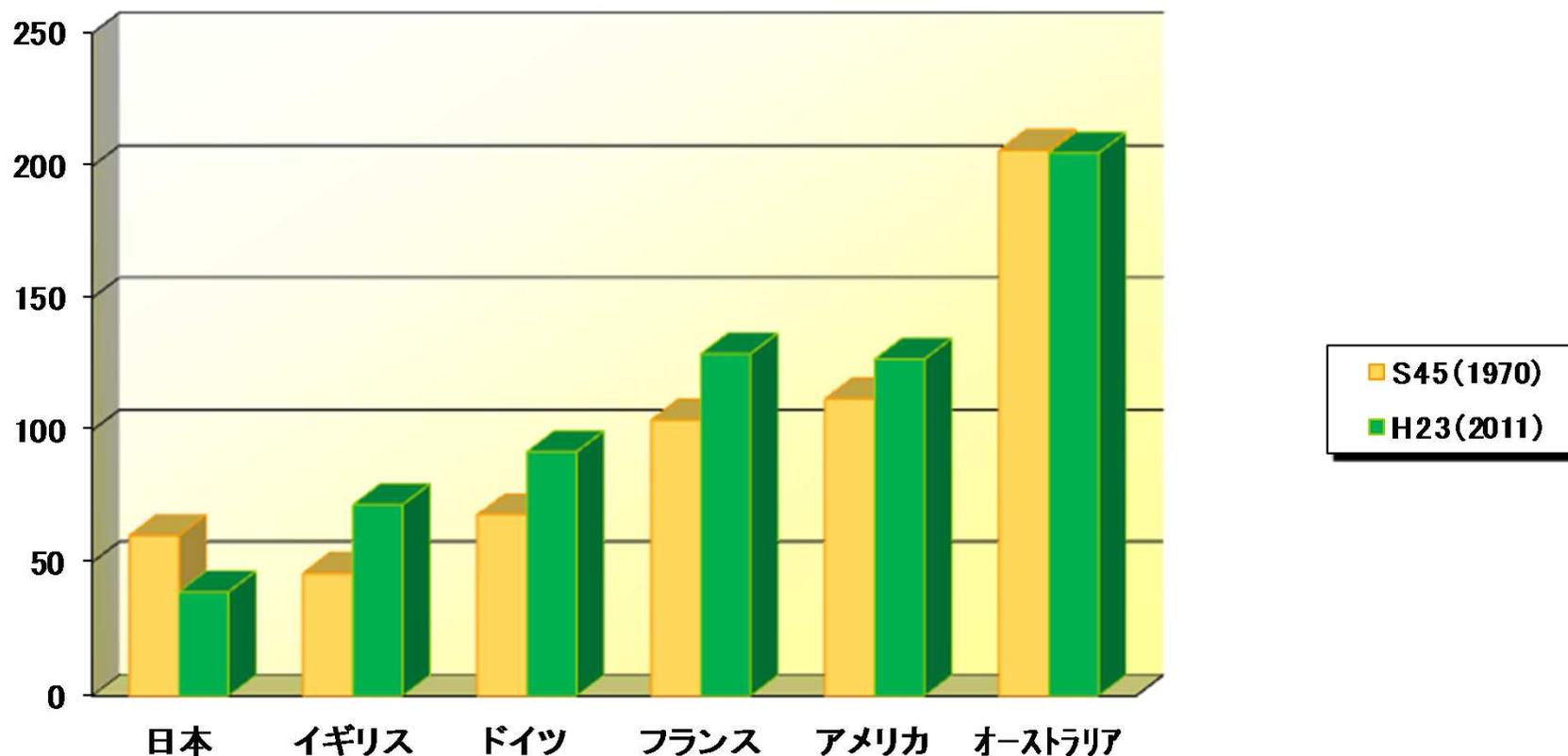
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 輸入食品の現状

主要先進国のカロリーベース総合食料自給率*

%

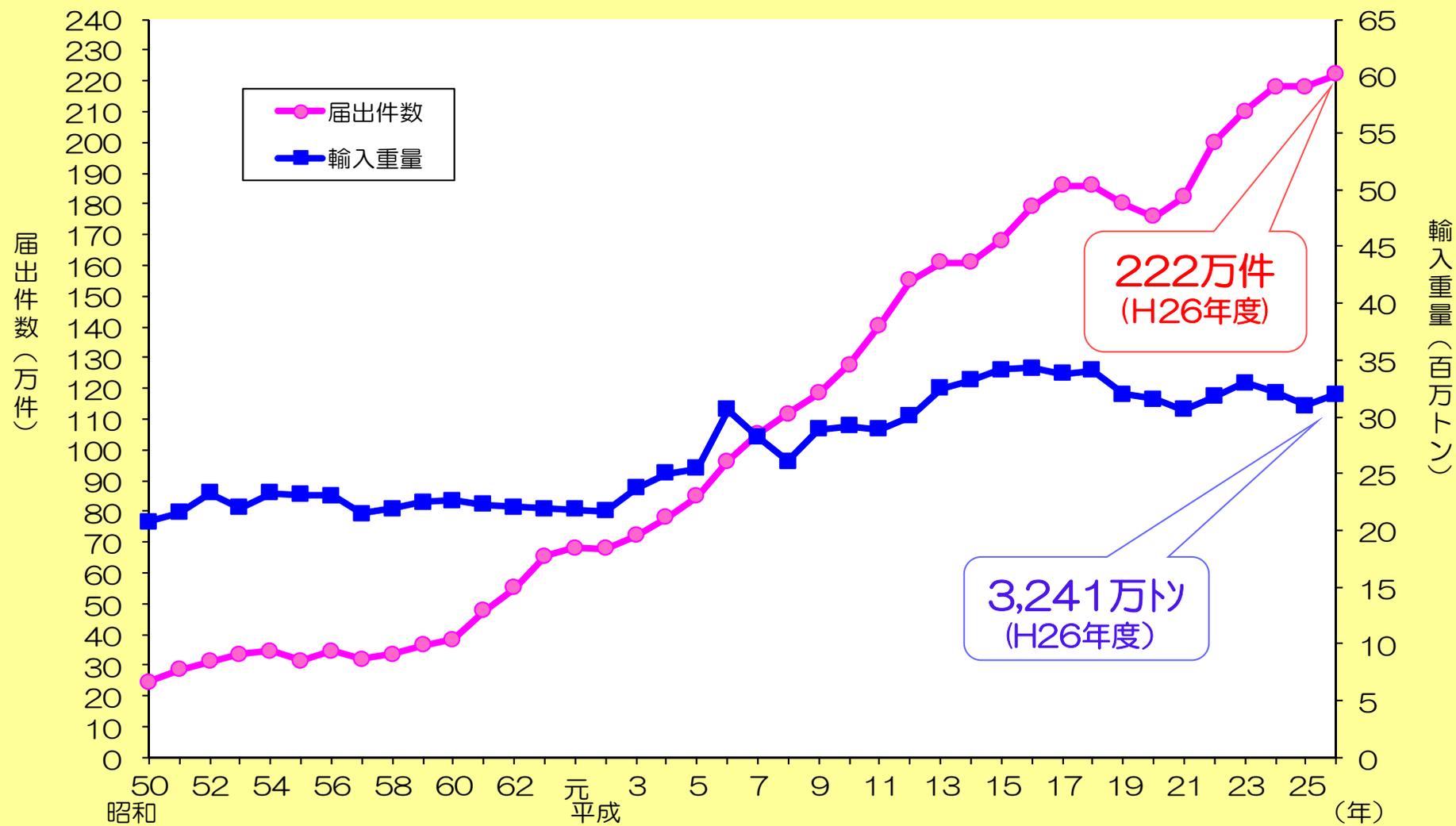


* 1人1日当たり国産供給熱量／1日1人当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

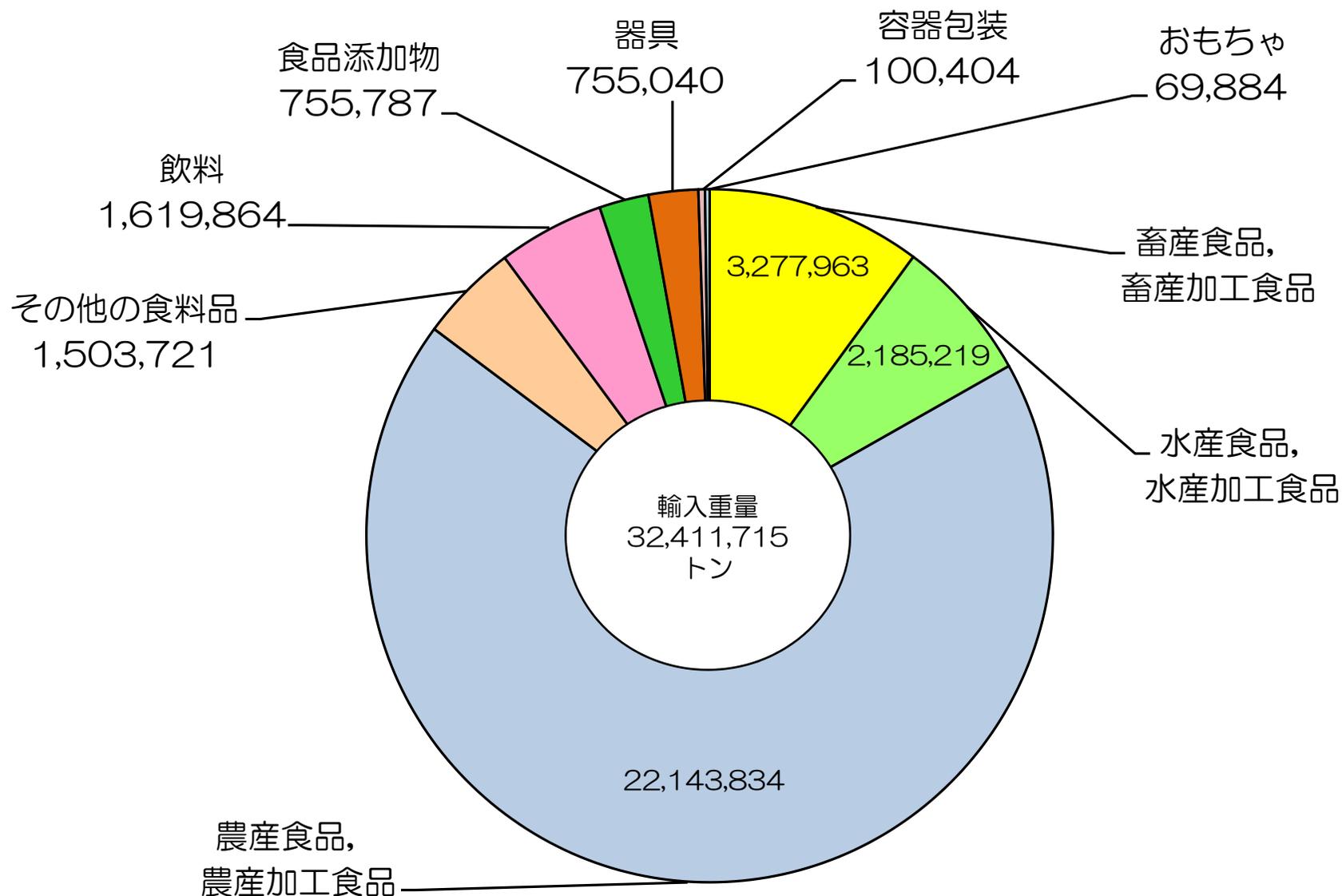
農林水産省「食糧需給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移

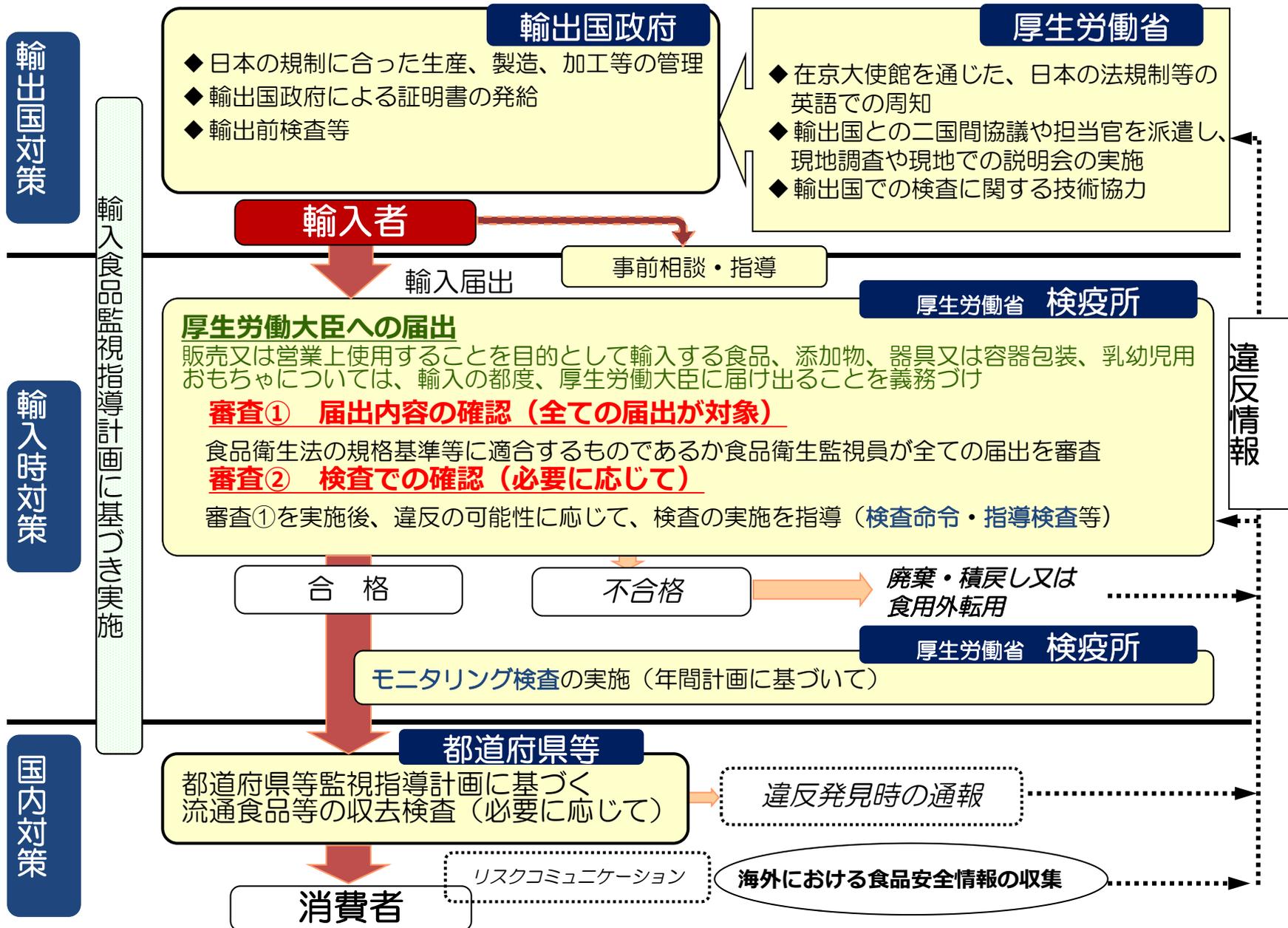


* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

食品等の輸入の状況（平成26年度）



監視体制の概要





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 輸出国対策

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び制度調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

輸出国との二国間協議・現地調査の実施例(平成26年度抜粋)

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
ポーランド	牛肉	対日輸出プログラムの実施準備状況についての現地調査	平成26年6月
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理対策の検証のための現地調査	平成26年10月
米国	牛肉	BSE対策に係る対日輸出認定施設の現地調査	平成26年11月
タイ	野菜及び果実 (アスパラガス、 バナナ等)	残留農薬管理対策の検証のための の現地調査	平成27年2月

制度調査の実施概要（チリ）

チリにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none">• 食品衛生法（Reglamento Sanitario de Los Alimentos DTO. No 977/96）• 農畜産サービスに関する規定（ESTABLECE NORMAS SOBRE EL SERVICIO AGRICOLA Y GANADERO Ley 18755）• 漁業養殖法（Ley Pesca Acuicultura）等
調査対象	農牧庁（SAG） 水産庁（SERNAPESCA） 保健省（MINSAL） 食品安全庁（ACHIPIA）
概要	<p>チリにおける食品衛生規制について、チリ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、養豚場・と畜場及びサーモン養殖・加工施設の現地調査を行い、動物用医薬品等の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

制度調査の実施概要（パラグアイ）

パラグアイにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none">• 衛生法（LEY N° 836/80）• 国立植物・種子品質防疫サービス局設置法（LEY N° 2459/2004）• 国家家畜衛生管理庁設置法（LEY N° 2426/2004）
調査対象	農牧省（MAG） 国立植物・種子品質・防疫サービス局（SENAVE） 厚生社会福祉局 国立食料・栄養院（INAN） 国立家畜衛生局（SENACSA）
概要	<p>パラグアイにおける食品衛生規制について、パラグアイ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてパラグアイ政府関係者及び食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、対日輸出に係るゴマの残留農薬の管理状況等についての現地調査を行った。</p>

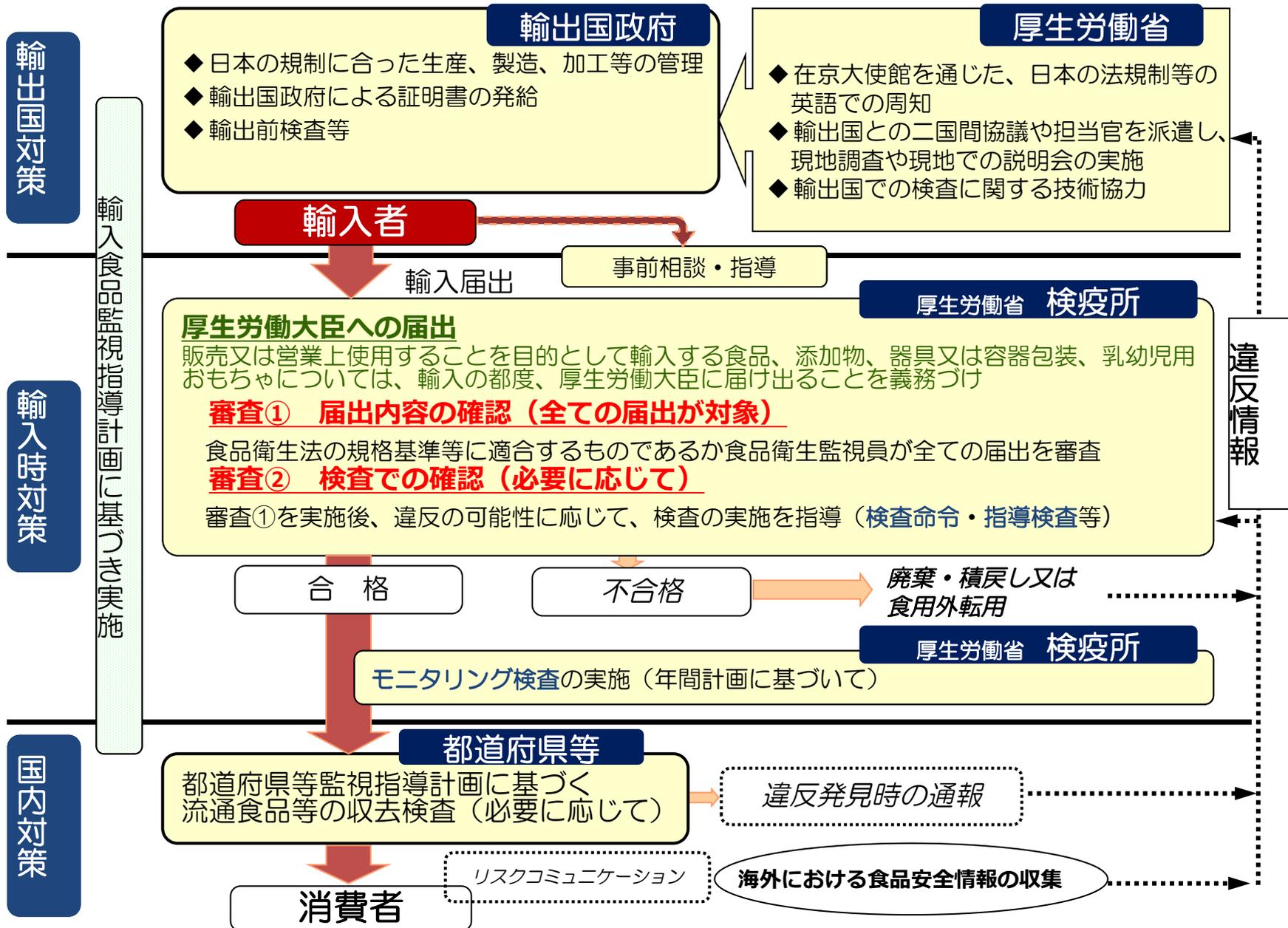


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

3. 輸入時対策

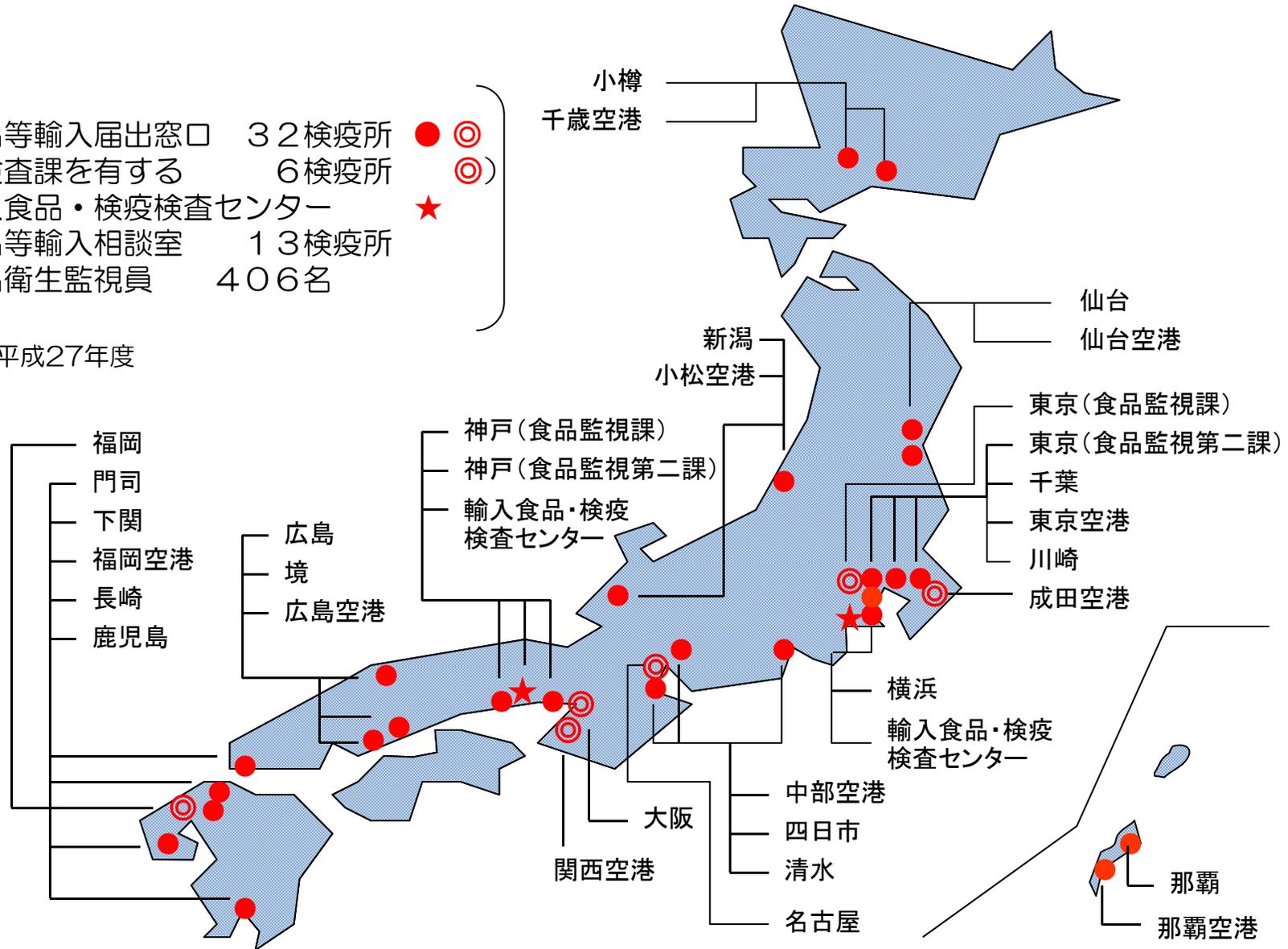
監視体制の概要



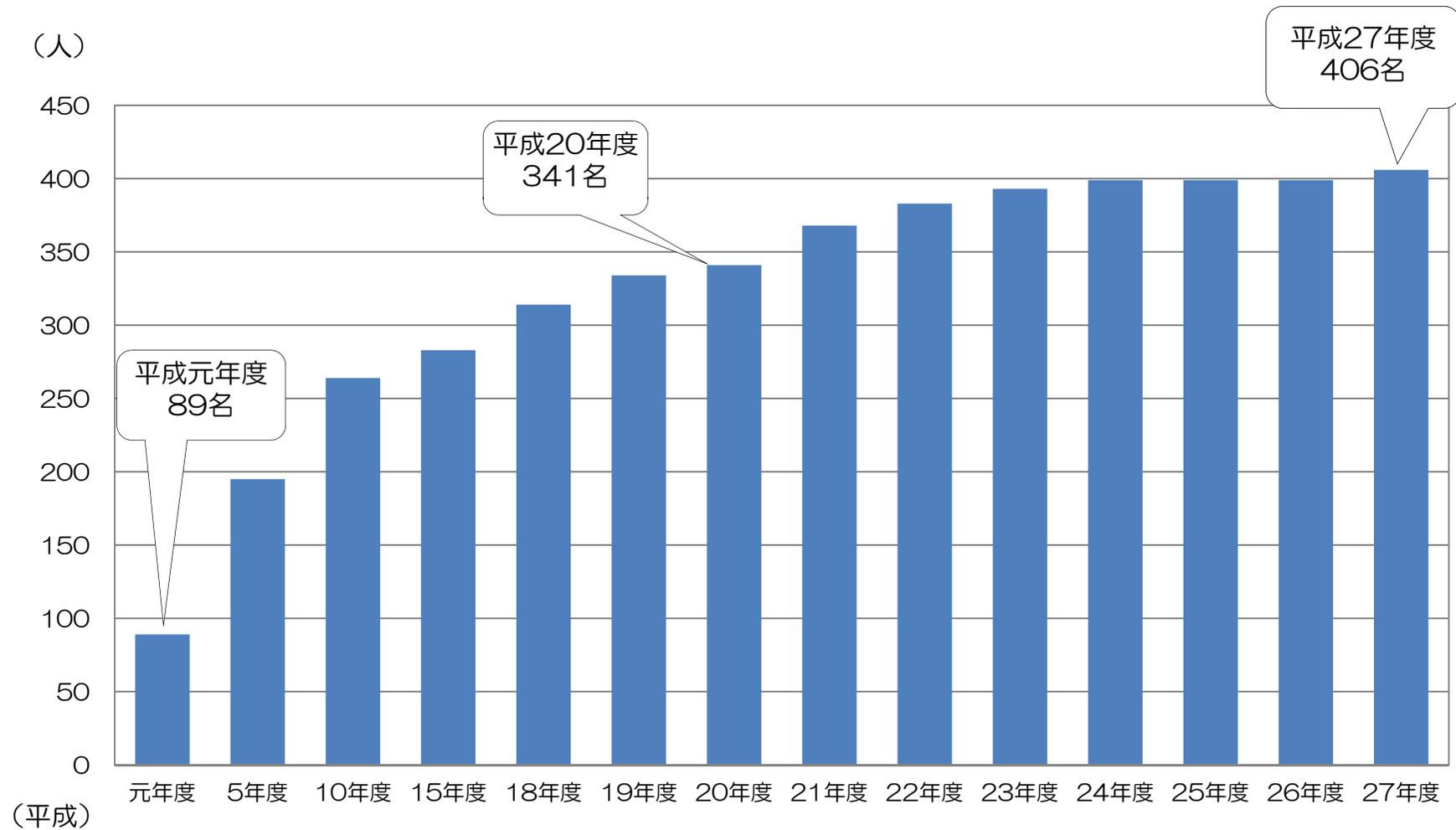
食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
- (検査課を有する 6 検疫所 ◎)
- 輸入食品・検疫検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13 検疫所
- 食品衛生監視員 406名

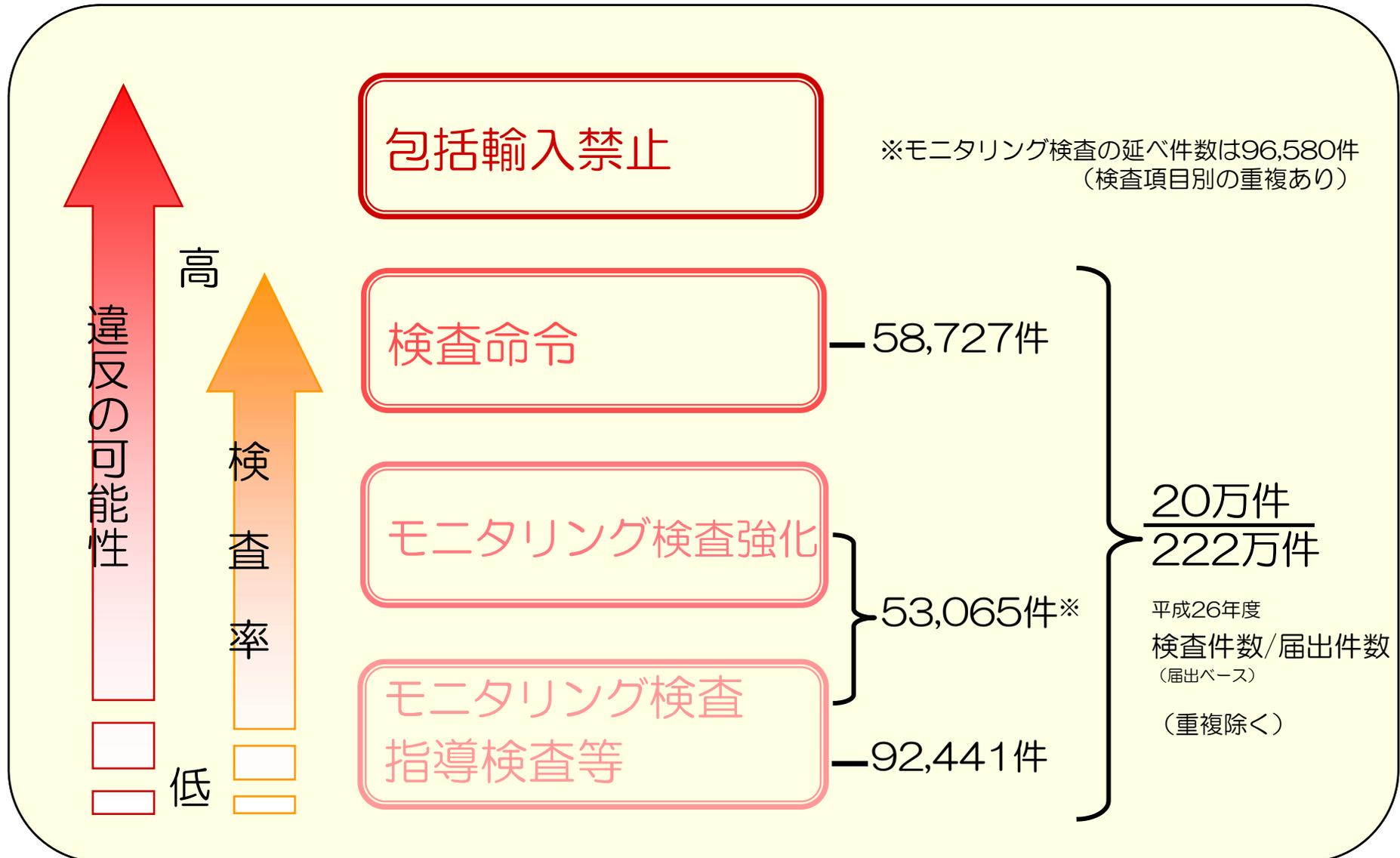
※平成27年度



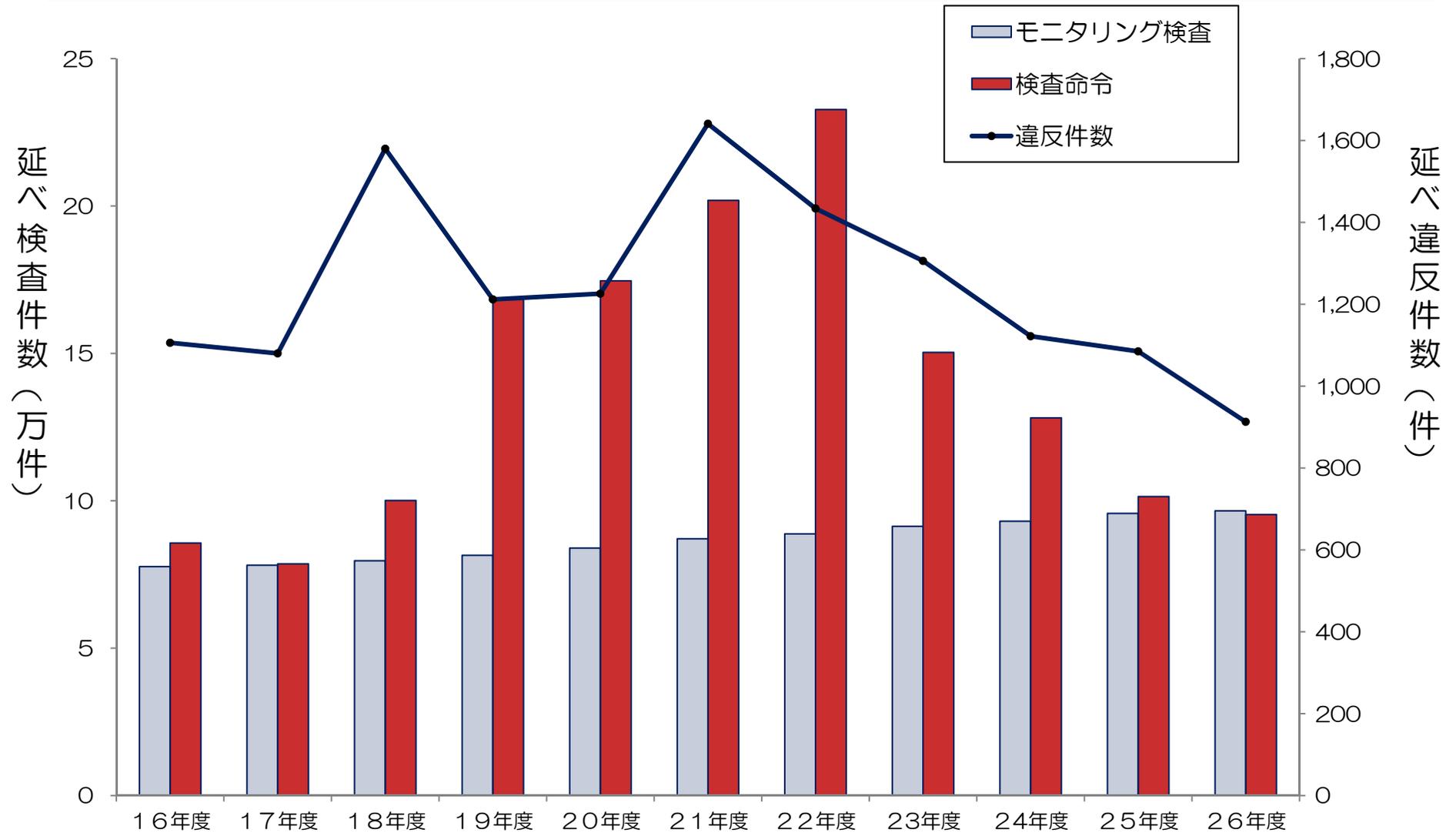
検疫所の食品監視員年度推移



輸入時の検査体制の概要①

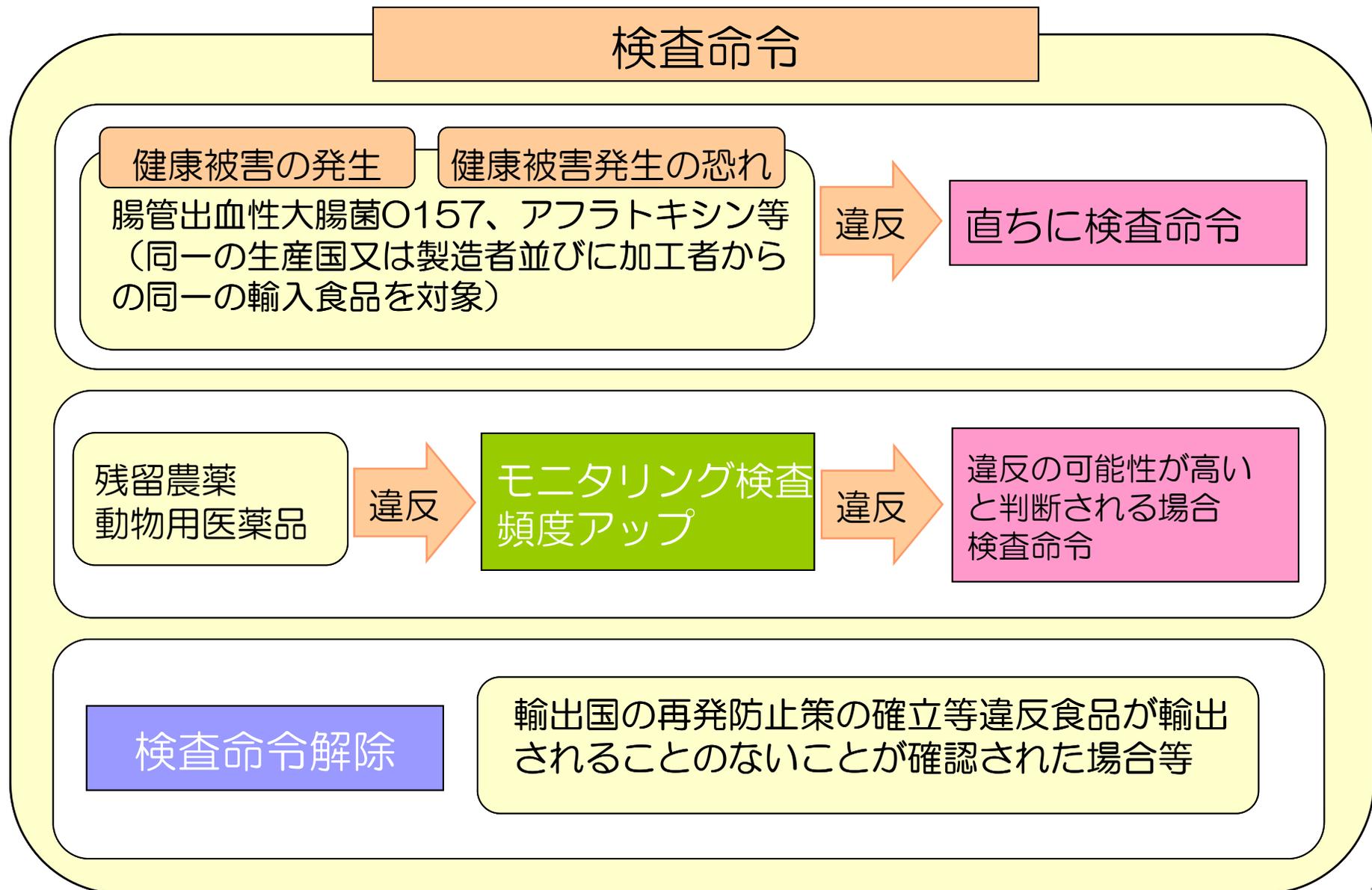


輸入時の検査体制の概要②



※届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

厚生労働大臣による検査命令



平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,216,012件
- ◆ 検査件数 195,390件（検査率8.8%）
（検査命令 58,727 件、モニタリング検査 53,065件、指導検査等92,441 件）
- ◆ 違反件数 877件（届出件数の0.04%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ94,043件に対し、延べ96,580件実施（実施率約103%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 18カ国・1地域の31品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 18カ国・1地域の20品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び32カ国・1地域の79品目（平成27年3月31日現在）

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成26年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
デンマーク	豚肉	ジエチルスチルベ ストロール含有の おそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
フランス	ソフト及びセミ ソフトタイプの ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌 O26汚染のおそれ	特定製造者からの輸入届出がなされた場合、検査命令を行う措置を講じた
オーストラリア	ワニ肉	金属片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた

主な食品衛生法違反内容（平成26年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	245	26.8	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ごまの種子、フェネグリーク、くり、ハスの種子等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア・モノサイトゲネス検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	3	0.3	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	54	5.9	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルピン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、アシッドブルー3ナトリウム、アミド化ペクチン、ホウ酸、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素、塩化メチレンの指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	539	59.0	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	70	7.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	2	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		913（延数） 877（実数）		

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成24年度：28社、平成25年度：24社、平成26年度：16社



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 平成28年度輸入食品監視指導 計画（案）について

最近の状況①

海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
フランス	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ	特定製造者からの輸入届出がなされた場合、自主検査を行う措置を講じた
フランス	ナチュラルチーズ	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
南アフリカ	ぶどう酒	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
米国	飲料	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた

最近の状況②-1

BSE発生国への対応について①

国名		平成17年度	~	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
米国						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日)	
カナダ						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日)	
フランス						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日)	
オランダ						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日)	
アイルランド						一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日)	
ポーランド						一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日)	
ブラジル						一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日)	
スウェーデン				輸入条件を協議中			H27年4月~
ノルウェー				輸入条件を協議中			H27年4月~
デンマーク				輸入条件を協議中			H27年7月~
スイス・リヒテンシュタイン				輸入条件を協議中			H27年12月~
イタリア				輸入条件を協議中			H28年1月~

BSE発生国への対応について②

【BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱い】

平成27年3月、BSE発生国等から輸入される以下食品について、
条件付きで輸入可能とした

◆ 対象食品

- 牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲン並びにこれを含む加工品
- 牛の骨を原材料とするゼラチン及びこれを含む加工品
- ゼラチン及びコラーゲンの原材料となる牛の皮や牛の骨

【めん羊及び山羊のBSE対策について】

平成27年6月、食品安全委員会に以下の措置を講ずるにあたっての
食品健康影響評価を諮問、平成28年1月12日付けで答申

◆ 諮問内容

○国内措置

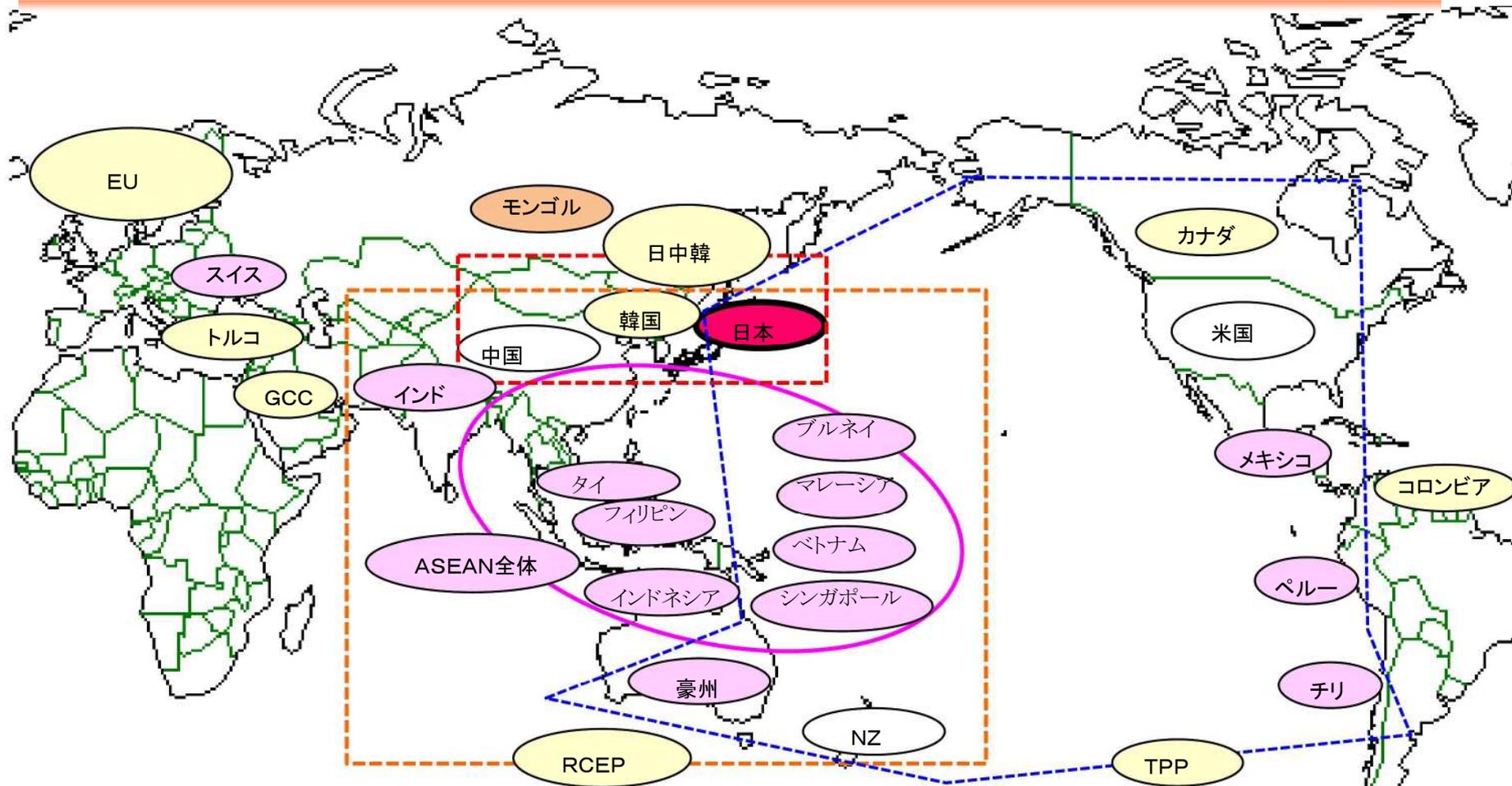
- 12ヶ月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査の廃止
- SRMの範囲の変更

○国境措置

- 国内措置の見直しに合わせ、
現行の「輸入禁止」から「SRMを除去したものを輸入」に変更

最近の状況③

経済連携協定やTPPの対応状況



- 締結
- 署名
- 交渉中
- その他

- GCC 湾岸協力理事会
加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。
- RCEP RCEP：東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。
- ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国
- TPP TPP協定交渉参加国：シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本

最近の状況④

水産冷凍加工食品のモニタリング検査について

◆ 経緯

平成27年度輸入食品監視指導計画に基づき、冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査件数を増加

◆ 対応状況

平成27年度中間報告の段階で、水産冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査による違反件数は、平成26年度より増加していたことから、複数違反が認められた輸出国に対して、輸出国の衛生対策の参考となるよう、違反事例情報を取りまとめて提供

(主な違反事例)

品名	違反事例
無加熱摂取冷凍食品:穴子フィレ	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)
無加熱摂取冷凍食品:たこスライス	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)
無加熱摂取冷凍食品:かに	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)

最近の状況⑤

未承認遺伝子組換え食品の混入事案への対応

(事例1)

◆ 経緯

平成27年6月、輸入時の自主検査において、中国産米加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換え米が検出された

◆ 対応状況

中国産米加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

(事例2)

◆ 経緯

平成27年7月、モニタリング検査において、ベトナム産パイヤ加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換えパイヤが検出された

◆ 対応状況

ベトナム産パイヤ及びその加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について ①

モニタリング検査計画数

約96,000件（前年比1,000件増）

検査項目	28年度計画件数（案）
残留農薬	25,300
抗菌性物質等	14,100
成分規格（大腸菌群等）	13,600
添加物	13,000
カビ毒（アフラトキシン等）	6,200
遺伝子組換え	700
放射線照射	600
病原微生物（サルモネラ等）	12,500
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	96,000

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について②

重点的に監視指導を実施すべき項目

- ① 病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施
- ② ポジティブリスト制度の着実な施行のため残留農薬検査等の継続
- ③ 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格に係るモニタリング検査等の継続
- ④ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について③

TPP発効等に備えた監視体制の整備

TPP参加国、経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集

輸入動向に応じた監視体制の整備

我が国の食品衛生規制の周知

輸出国における安全対策の推進

「輸入食品等事前確認制度」をHACCPによる衛生管理を要件とする制度『輸出国登録施設制度』に改め、普及させることにより、輸出国における安全対策を推進する。

HACCPの導入状況等について情報収集を行う。

TPPについて

1. 総合的なTPP関連政策大綱（TPP総合対策本部決定より抜粋）

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

2. TPP協定の全章概要（内閣官房TPP政府対策本部公表より抜粋）

第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置

1. 衛生植物検疫措置章の概要

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすること等を規定。また、締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することを規定。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協力的な技術的協議等について規定。

輸出国登録施設制度（素案）について①

【現状】

- 多くの国でHACCP導入の促進・義務化が進んでいる
- 国内でもHACCPの普及を進めているところ

【課題】

- 増加する加工食品は、最終製品のモニタリング検査中心の対策では、十分な安全性確保ができなくなるおそれがあり、輸出国における衛生対策を一層進める必要がある

【目的】

- 輸出国における衛生対策の推進を目的とし、「輸出国登録施設制度」の周知、普及を行う。

輸出国登録施設制度（素案）について②

【既存の輸入食品等事前確認制度】

- 平成6年より導入
- 製造者自らが施設基準の適合性を確認し、輸出国政府を通じて申請
- 自主検査は3年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

【輸出国登録施設制度（案）】

- HACCPを必須要件とする
- 輸出国における衛生対策に係る定期的な監査
- 自主検査は5年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

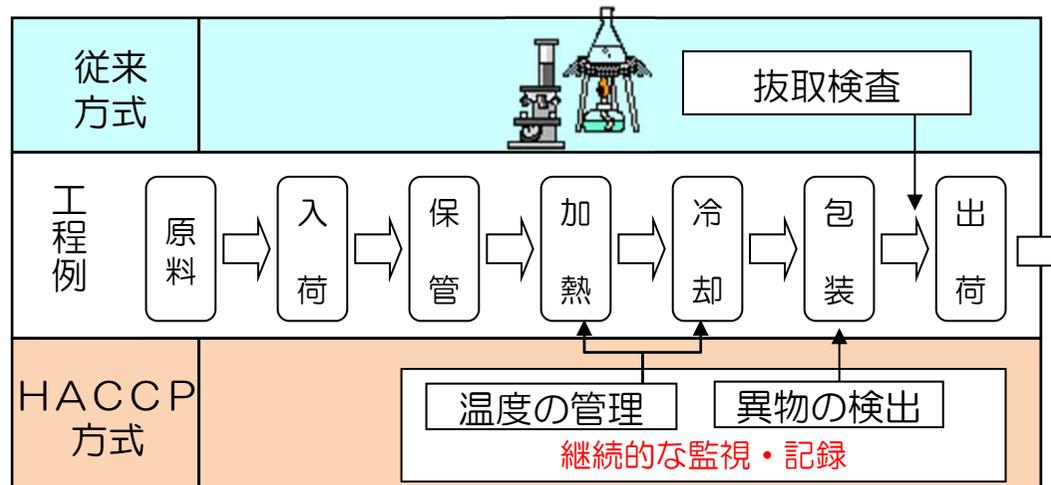
(参考) HACCP (ハサップ) とは

食品原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、

- ① 微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・予測 (Hazard Analysis) した上で、
- ② 危害の発生防止につながる特に重要な管理点 (Critical Control Point) を継続的に、監視・記録する

工程管理のシステム。

これまでの抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることが可能。



*FAO/WHO合同食品規格委員会 (コーデックス委員会) により、HACCP適用のガイドラインが示されている。

輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン） に係るチェックリストの活用

食安輸発0330第4号
平成27年3月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に
係るチェックリストについて

標記については、平成20年6月5日付け食安発第0605001号及び平成27年1月16日付け食安輸発0116第1号により通知しているところです。食品への異物混入事案については、昨年7月のベトナム産冷凍ししゃもや、本年1月に国内品で相次いだことを踏まえ、各検疫所においては、関係事業者に対し説明会を開催するなど、輸入食品に係る自主管理の徹底について指導方お願いします。

また、本指針に基づく主な確認事項を別紙にて作成したので、これを参考に、輸出国の食品安全に係る法整備等も踏まえ、輸入者自らが輸出国の食品製造施設の管理が実施できるチェックリストの作成等について指導方よろしくお願いします。

平成27年3月30日付け食安輸発0330第4号
「「輸入加工食品の自主管理に関する指針
（ガイドライン）」に係るチェックリスト
について」

＜主な内容＞

輸入食品における異物混入事例を踏まえ、ガイドラ
インに基づく**主な確認事項**をチェックリスト化

→食品取扱施設の業種、輸出国の法整備を踏ま
えた輸入者自らのチェックリストの作成、活用

URL：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043585.html>

5. 輸入食品の安全性確保に関する リスクコミュニケーションの主な取組

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、検査命令やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知、Q&Aなどを掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

※「平成28年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する御意見については、平成28年1月26日から2月24日まで募集しております。

参考資料

参考法令

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格、保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗浄剤の製造・使用基準

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。